

さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市総合都市交通体系マスタープランに関する計画の改定等に関し、専門的知識を有する者等から意見を聴取するため、さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) さいたま市総合都市交通体系マスタープランの改定に向けた検討に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域公共交通団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、改定までとする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代表する。

(会議)

第5条 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、さいたま市総合都市交通体系マスタープランの改定日限りで、その効力を失う。